

地籍調査を実施しています

町では、平成27年度から地籍調査に着手しています。
引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いします。

地籍調査とは

一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。
地籍調査を行うことにより、その成果は登記所（法務局）に送付され、登記簿の記載が修正され、新たな地図が備え付けられることとなります。

地籍調査の効果は

- ・ 正確な土地の状況が登記簿に反映され、課税や土地取引などにおいて信頼性が高まります。
- ・ 土地の境界が明確になり、境界紛争など土地に関わるトラブルを未然に防ぐことができます。
- ・ 災害があっても、被災前の土地の境界などが簡単に確認でき、復旧工事を円滑に進めることができます。
- ・ 土地の境界確認が容易になり、道路整備などが円滑かつ低コストで行えます。

令和元年度に地籍調査を実施する地域

◆ 春日町、東陽町、常盤町、如月町、美笠通1、中川町（笠松北西部第2地区）

今年度は、現地調査と測量により作成した地図（地籍図案）と簿冊（地籍簿案）を土地所有者、関係者のみなさんに確認していただくこととなります。

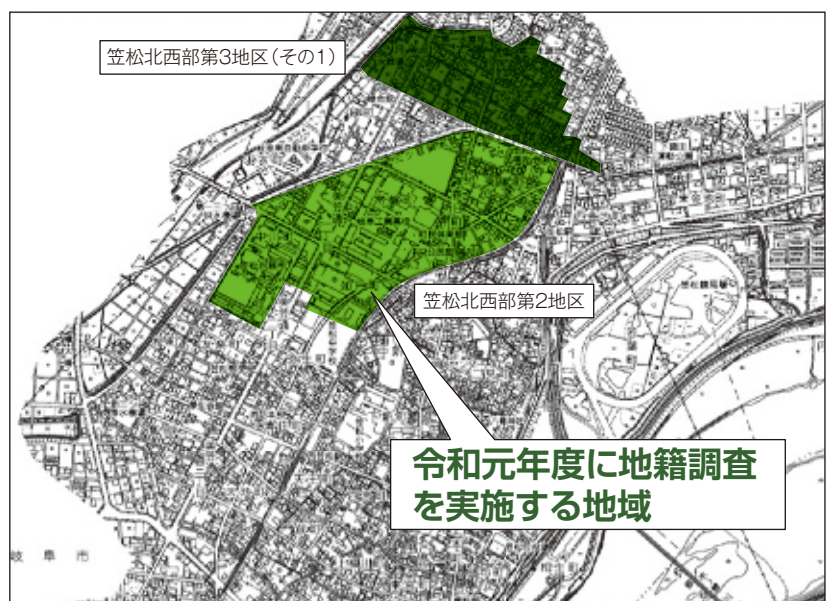
◆ 松栄町、月美町（笠松北西部第3地区（その1））

今年度は、資料収集を行います。なお、土地所有者の方への説明会と現地立合は令和2年度に実施する予定です。

隣接土地所有者との話し合いがつかず境界が決定しなかった場合は

『筆界未定』として処理され、調査と測量の対象から除外します。その後、筆界未定になった土地の境界を確定しようとした場合、自分たちの費用で測量士に依頼し登記をすることになり、高額な費用と大変な手間がかかることとなります。

筆界未定となった土地では、地目の変更や分割の手続きができなくなり、土地取引や抵当権の設定が大変困難になるなど、さまざまな不便が生じます。境界の確認は隣接土地所有者としっかり話し合い、必ず決めていただくことをおすすめします。



【問 合 先】建設課 ☎388-1117